

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日を除く)

特別会計補正予算、昭和四十二年鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和四十二年鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算及び昭和四十二年鳥取県電気事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十三年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 昭和42年度鳥取県一般会計補正予算

昭和42年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519,881千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,388,789千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### (債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

#### (地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

#### 第1表 歳入歳出予算補正

##### 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方交付税		千円 9,086,657	千円 135,991	千円 9,222,648
	1 地方交付税	9,086,657	135,991	9,222,648
4 分担金及び負担金		466,272	△ 1,786	464,486

### 目 次

◇ 告 示 昭和四十二年十二月定例県議会で十二月十六日議決された昭和四十二年鳥取県一般会計補正予算等  
米子市外十カ町村衛生施設組合の公平委員会の事務の委託  
あらたに土地を生じたことを確認した旨の届出  
町の区域をあらたに画する旨の届出  
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施  
昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正  
麻薬取締法による職聞の実施

◇ 公安告示 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正  
昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

◇ 正 誤 昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百四十号中訂正

### 告 示

#### 鳥取県告示第二十九号

昭和四十二年十二月定例県議会で十二月十六日議決された昭和四十二年鳥取県一般会計補正予算、昭和四十二年鳥取県立しかの和泉荘事業

歳 出

5 使用料及び手数料	1 分 担 金	128,140	2,900	131,040
	2 負 担 金	338,132	△ 4,686	333,446
6 国庫支出金	2 手 数 料	549,066	4,575	553,641
	1 国庫負担金	171,772	4,575	176,347
7 財 産 収 入	1 国庫補助金	9,168,894	80,506	9,249,400
	2 国庫補助金	3,588,921	60,712	3,649,633
	3 委 託 金	5,506,144	18,545	5,524,689
8 寄 附 金	1 寄 附 金	73,829	1,249	75,078
	2 財産売却収入	407,220	1,453	408,673
9 繰 入 金	1 寄 附 金	379,265	1,453	380,718
	2 特別会計繰入金	151,060	5,168	156,228
11 諸 収 入	1 寄 附 金	151,060	5,168	156,228
	2 特別会計繰入金	84,466	1,665	86,131
	3 貸付金元利収入	765	1,665	2,430
	4 受託事業収入	2,132,134	44,309	2,176,443
12 県 債	1 県 債	1,631,377	20,130	1,651,507
	2 雑 入	186,693	23,186	209,879
歳 入 合 計	1 県 債	88,047	993	89,040
	2 雑 入	758,000	48,000	806,000
歳 入 合 計		27,068,908	319,881	27,388,789

2 総 務 費	1 総務管理費	補正前の額	補 正 額	計
	4 市町村振興費	1,450,822	千円 33,935	千円 1,484,755
3 民 生 費	1 社会福祉費	973,160	33,733	1,006,893
	2 児童福祉費	25,995	128	26,123
4 衛 生 費	1 公衆衛生費	48,474	72	48,546
	2 保健所費	1,403,821	39,221	1,443,042
6 農 林 水 産 費	1 農業費	289,758	36,468	326,226
	2 畜産業費	439,334	2,753	442,087
7 商 工 費	1 商業費	1,043,713	8,972	1,052,685
	2 工業業費	508,290	8,626	516,916
8 土 木 費	1 土木管理費	249,711	164	249,875
	2 土木管理費	256,480	182	256,662
7 商 工 費	1 商業費	4,139,927	68,426	4,208,353
	2 工業業費	1,519,507	3,620	1,523,127
8 土 木 費	1 土木管理費	352,825	247	353,072
	2 土木管理費	991,968	64,533	1,056,501
7 商 工 費	1 商業費	979,409	736	980,145
	2 工業業費	296,218	△ 710	295,508
8 土 木 費	1 土木管理費	1,733,674	24,711	1,758,385
	2 土木管理費	581,602	20,000	601,602
8 土 木 費	1 土木管理費	1,080,832	4,711	1,085,543
	2 土木管理費	6,140,032	17,135	6,157,167
8 土 木 費	1 土木管理費	122,296	21	122,317



後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	使用料及び手数料		千円 7,504	千円 2,349	千円 9,853
		1 使用料	7,504	2,349	9,853
2	繰入金		401	951	1,352
		1 繰入金	401	951	1,352
歳入	合計		8,117	3,300	11,417

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1	しかの和泉荘事業費		千円 8,117	千円 3,300	千円 11,417
		1 事業費	8,117	3,300	11,417
歳出	合計		8,117	3,300	11,417

昭和42年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

昭和42年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,330千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ564,722千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
3	繰入金		千円 2,506	千円 900	千円 3,406
		1 繰入金	2,506	900	3,406
4	諸収入		332,175	2,430	334,605
		1 貸付金元利収入	68,610	2,430	71,040
歳入	合計		561,392	3,330	564,722

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1	中小企業近代化資金貸付事業費		千円 561,392	千円 3,330	千円 564,722
		1 事業費	561,392	3,330	564,722
歳出	合計		561,392	3,330	564,722

昭和42年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

昭和42年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,145千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額		補 正 額		一 計
			千円	千円	千円	千円	
2	財 産 収 入		45,220	2,935	48,155		
		1 財産売却収入	45,220	2,935		48,155	
4	繰 越 金		1	4,473	4,474		
		1 繰 越 金	1	4,473		4,474	
5	諸 収 入		1	565	566		
		1 雑 収 入	1	565		566	
歳 入		合 計	47,172	7,973	55,145		

歳 出

歳 出	款	項	補正前の額		補 正 額		一 計
			千円	千円	千円	千円	
1	県立学校水産費 県立船舶実習費		47,172	7,973	55,145		
		1 県立学校水産費 1 県立船舶実習費	47,172	7,973		55,145	
歳 出		合 計	47,172	7,973	55,145		

昭和42年度鳥取県電気事業会計補正予算

(総 則)

第1条 昭和42年度鳥取県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和42年度鳥取県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(事業名) (既決予定量) (補正予定量) (計)

(2) 日野川第1発電所建設事業 393,134千円 13,600千円 406,734千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

第1款 資本的収入 393,135千円 13,600千円 406,735千円

第1項 企業債 350,000千円 100,000千円 360,000千円

第4項 受託金 41,664千円 3,600千円 45,264千円

第1款 資本的支出 494,348千円 13,600千円 507,948千円

第1項 建設改良費 402,002千円 13,600千円 415,602千円

(継続費の補正)

第4条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	建設改良費	日野川第1発電所建設事業	39年度	20,010千円
				40年度	120,010千円
				41年度	230,010千円
				42年度	406,734千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中「350,000千円」を「360,000千円」に改める。

(一時借入金)の補正)

第6条 予算第7条中「380,000千円」を「390,000千円」に改める。

鳥取県告示第三十号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、次の規約により米子市外十カ町村衛生施設組合の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の第二項の規定により告示する。

昭和四十三年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米子市外十カ町村衛生施設組合と鳥取県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、米子市外十カ町村衛生施設組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十三年一月一日から施行する。

鳥取県告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおりあらたに土地を生じたことを確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

あらたに生じた土地の位置	あらたに生じた土地の面積
境港市岬町四五の四番地から同市上道町二、二〇の八番地までの地先	一、五一四、五三四・六二平方メートル

鳥取県告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域をあらたに画する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

あらたに画する町の名称	同 上 の 区 域
昭和町	境港市岬町四五の四番地から同市上道町二、二二〇の八番地までの地先公有水面埋立地一、五一四、五三四・六二平方メートル

鳥取県告示第三十三号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に対して検査又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十三年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 1 結核病検査及びブルセラ病検査
 

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
  - 2 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
 

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査又は投薬の方法
  - 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
  - 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
  - 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
  - 4 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

別表  
結核病検査及びブルセラ病検査

実施区域	実施期日		実施場所
	一 次	二 次	
鳥取市	二月 二日	二月 五日	鳥取検診場
国府町	三月 三日	六月 六日	谷
郡家町	三月 五日	六月 八日	下私部
赤碕町	三月 五日	六月 八日	別所家畜市場
東伯町	三月 五日	六月 八日	笠見、八橋
倉吉市	三月 七日	六月 十日	美好、上伊勢、下伊勢、保、徳万
倉吉市	三月 七日	六月 十日	岩倉、倉吉市農協小鴨支所、福守、黒見
大栄町	三月 十二日	六月 十五日	横田、国分寺
大栄町	三月 十二日	六月 十五日	大谷、妻波、別所、西穂波、穂波
東伯町	三月 十三日	六月 十六日	森藤、杉下、金屋、中尾、二軒屋
倉吉市	三月 十三日	六月 十六日	西高尾、東高尾、下種
赤碕町	三月 十四日	六月 十七日	津原、半、坂穴沢、上神
三朝町	三月 十四日	六月 十七日	の津、坂の上、梅田、八幡、松谷
倉吉市	三月 十九日	六月 二十二日	愚地、大柿、森、木泉
赤碕町	三月 十九日	六月 二十二日	栗尾、清谷
倉吉市	三月 二十日	六月 二十三日	上中村、太一垣、出上、佐崎
倉吉市	三月 二十日	六月 二十三日	光、尾張、湯坂、向原
北条町	三月 二十一日	六月 二十四日	新田
泊村	三月 二十六日	六月 二十九日	米里、曲
東郷町	三月 二十六日	六月 二十九日	石脇、原
日野町	三月 二十七日	六月 三十日	長和田、門田
溝口町	三月 二十七日	六月 三十日	中菅、下菅、舟場、三谷
江府町	三月 九日	六月 二日	守代三部、間地、福岡、福居
江府町	三月 九日	六月 二日	池の内、尾の上原、江尾

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投票

実施期日	実施区域	実 施 場 所
一月二十四日	船岡町	大伊検診場
" 二十五日	"	隼、船岡"
" 二十六日	郡家町	上私都、中私都、下私都"
" 三十一日	"	国中、大御門
二月 七日	日野町	本郷、下榎、安原
" 八日	"	舟場、貝原、三谷
" 九日	溝口町	富江、籠原、大滝
" 十三日	"	大内、福永、添谷
" 十四日	"	宇代、荘、中祖、父原
" 十五日	"	焼杉、福居、間地
" 十九日	江府町	西成、袋原、大河原
" 二十日	日南町	上花口、下花口、神戸上"
" 二十二日	"	笠木、細谷、茶屋
" 二十三日	"	福万来、福寿実、霞

鳥取県告示第三十四号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年一月十九日から施行する。

昭和四十三年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 東京都 鹿児島県 福島県 大分県 和歌山県 熊本県 奈良県 静岡県
- 島根県 栃木県 宮城県 兵庫県 大阪府 広島県 岡山県 三重県 富山県
- 神奈川県 愛媛県 高知県

鳥取県告示第三十五号

麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十二条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十三年一月二十九日 午前十時から

鳥取市東町二丁目二二〇 鳥取県庁第六会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市今町二丁目七十四番地の三 小 松 邦 光

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号（信号機の設置場所について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年一月二十一日から施行する。

昭和四十三年一月十九日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵



表中

十五	境港市上道町一、九〇三番地の一地先交差点 (十字路)	定周形式 (一段式)
十五	境港市上道町一、九〇三番地の一地先交差点 (十字路)	定周形式 (一段式)
十六	鳥取市吉成字打明ケ七一七番の三地先(单路)	押ボタン式

を

に改める。

鳥取県公安委員会告示第四号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年一月二十一日から施行する。

昭和四十三年一月十九日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

8の項中

〃、	吉成字打明七、一八五番地地先	一
〃	吉成字打明ケ七一七番の三地先	一

を

に改める。

正 誤

昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百四十号(土地細目の公告の申請について)中次の箇所<sup>に</sup>誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
八 下 十一 大字越後谷 大字大谷字越後谷